

農地の利用状況を調査しています！

農業委員会では、現在市内すべての農地を対象に「利用状況調査」を行っています。



平成21年12月に新たな農地法が施行され、農地の権利を有する者の農地の適正かつ効率的な利用の確保についての責務規定が設けられ、農業委員会の新たな役割として、毎年1回の「農地の利用状況についての調査（利用状況調査）」の実施が義務付けられました。

いわき市農業委員会では、利用状況調査を優良農地の確保と有効利用を図るため、これまで行っている「農地パトロール」の一環として実施します。

この調査は、農業委員や事務局職員が、地域を巡回し、農地が適正かつ効率的に利用されているか調べるものです。具体的には、遊休農地の把握のほか、違反転用農地の有無や農業生産法人・新規就農者等の耕作している農地、農地の転用許可・改良工事届案件の履行状況などを調査します。

調査により、遊休農地や違反転用等が明らかになった場合には、農業委員会が行う指導の対象となります。

調査のため、皆さまの所有地に入る場合もありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

■ 遊休農地を有効活用する対策のしくみ

農業委員会がいわき市内の農地が適正に利用されているか調査します。

↓ 遊休農地の所在が判明

農業委員会が農地の所有者などに対し、農地を農地として利用するように指導します。

【指導対象農地】

- ① 1年以上耕作されておらず、今後も耕作されていないと見込まれる農地
- ② 周辺の農地と比べて低利用となっている農地

↓ 指導に従わない場合

農業委員会が遊休農地であることを通知します。

↓

所有者等が農地をきちんと利用することを具体的に示した計画書を提出します。

↓ 計画書が不適切な場合

農業委員会が所有者等に対して、誰かに貸すなど必要な措置をとるよう勧告します。

↓ 勧告に従わない場合

指導対象農地のうち①については、農業委員会が遊休農地を利用したい者に利用できるよう協議を行います。協議が不成立の場合などには、最終的には県知事が裁定により、その者が利用できるようにします。

農地は、耕作や管理をされないまま放置されると、雑草・雑木が繁茂し、不法投棄や火災、病害虫の発生、有害鳥獣の潜入・繁殖等の原因となります。一度荒れてしまうと、耕作できる状態に戻すのに大変な手間と労力が必要となります。草刈りや耕起等を行い、農地を適正に管理してください。

農地所有者やその家族が病気や高齢等により耕作出来ないという場合には、その農地を担い手等の受け手に耕作してもらうことで適正かつ効率的な利用が確保できます。

農業委員会では、この「農業委員会だより」5頁の「農地流動化情報」等により、農地の有効利用を図るため、広く出し手・受け手の結び付けを行っています。農地の受け手が見つからないときは、農業委員会へお早めにご相談ください。

【問い合わせ先】 農地調整係

TEL 22175708

